

第6回新型コロナウイルス感染症 対策本部会議

日時：令和2年3月11日（水） 午後4時30分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

※各総合事務所等とテレビ会議を接続

出席：知事、副知事、統轄監

交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、地域づくり推進部

福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部、商工労働部

農林水産部、教育委員会、病院局

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所

日野振興センター、東京本部、関西本部、鳥取市保健所

アドバイザー（鳥取大学 千酌教授）

※各市町村、消防局には衛星配信を実施

会議内容

- 1 新型コロナウイルス感染症にかかる国の緊急対応策
第2弾への対応について
- 2 学校の休業に関する現状等について
- 3 医療体制の整備
- 4 その他

国内における感染者数

国内における感染者数

558人(34都道府県)

※クルーズ船 696人
 チャーター便 14人
 厚生労働省等職員 11人

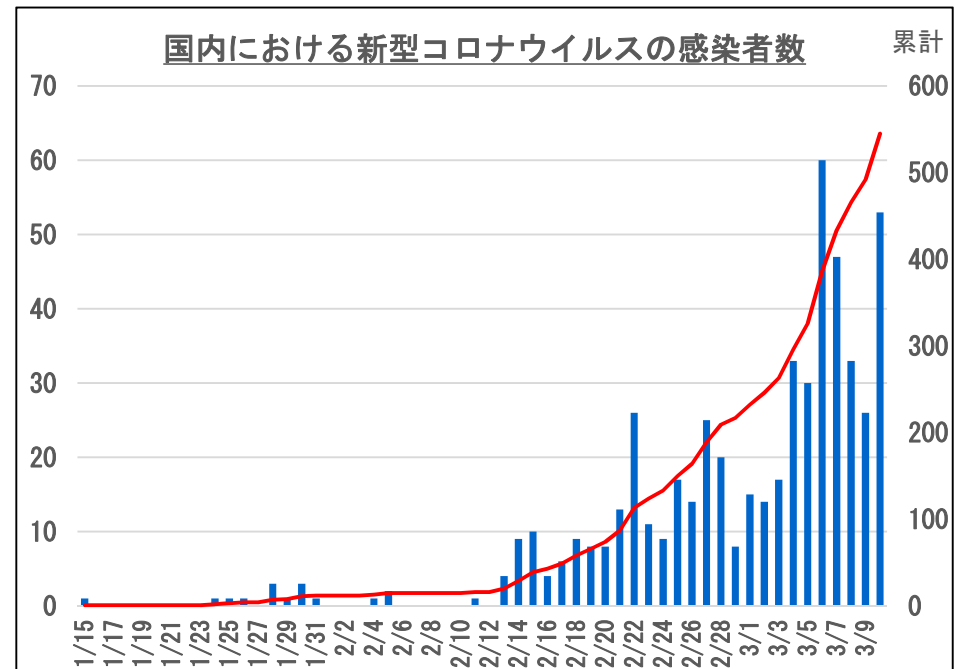
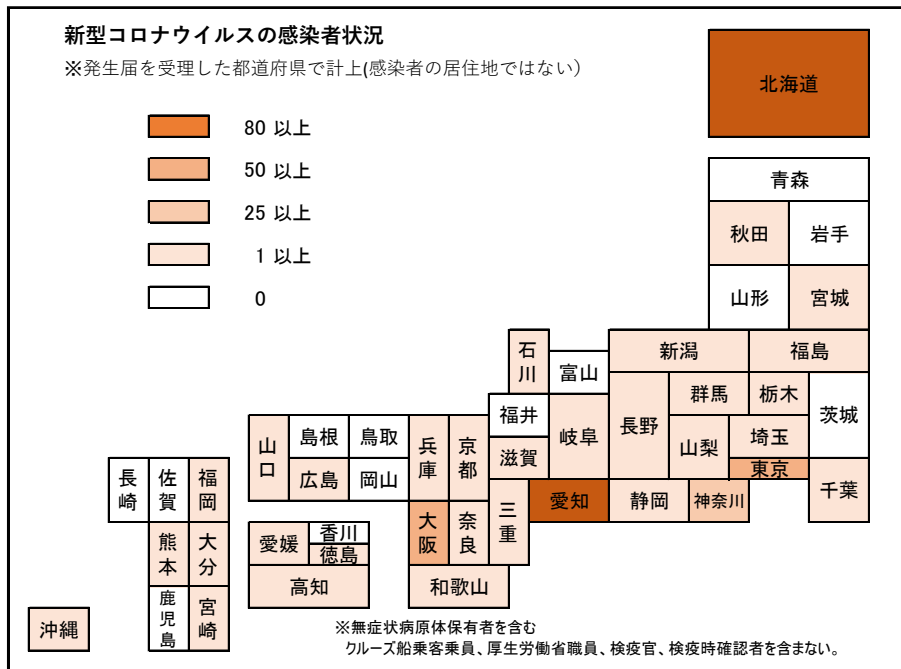
総計 1,279人

本県における現状

○患者発生なし

○PCR検査件数(3/10現在) 78件(全て陰性)

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数(3/10現在)
 1,307件(東部615件、中部210件、西部482件)



※図及びグラフは3/10現在の本県独自の集計により作成

新型インフルエンザ特措法改正：県の権限等

昨日、新型インフルエンザ特措法改正について閣議決定

・13日公布、14日施行予定

1. 改正内容

国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策が講じられるよう、新型コロナウイルス感染症も新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とする。(改正法施行日から2年を超えない範囲の暫定措置)

2. 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言発動の要件

【次の二つの要件すべてに該当】

(1) 新型コロナウイルス感染症が国内で発生

(2) 全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはその恐れがあるものとして政令で定める要件(※)に該当

※①感染経路が特定できない状態

または、②感染者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合や感染が拡大していると疑う正当な理由がある場合

3. 緊急宣言が発動された場合の県知事の権限(主なもの)

(1) まん延防止対策

- ・外出自粛等の協力要請、
- ・学校・社会福祉施設・興行場、政令で定める多数の者が利用する施設での施設使用制限や催し物開催制限を要請
→要請に応じないときは指示・公表(学校、保育所等及び1,000平方メートル超の施設に限る)
- ・臨時の医療施設による医療の提供(同意がなくても土地建物の利用が可能)

(2) 社会機能の維持

- ・物資が不足する場合の国への供給要請
- ・指定公共機関への緊急物資、医薬品等の運送要請・指示
- ・緊急事態措置のための物資の売り渡し、収用、保管命令
(損失補償あり)
- ・緊急の場合の埋葬・火葬の実施
- ・生活関連物資等の価格安定、供給不足対応措置

1 新型コロナウイルス感染症にかかる国の 緊急対応策第2弾への対応について

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視し**、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策

- ・ クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆需給両面からの総合的なマスク対策

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、**マスクの転売行為を禁止**
- ・ **布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布**
- ・ **医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布**
- ・ マスクメーカーに対する**更なる増産支援**

◆PCR検査体制の強化

- ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、**検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
- ・ PCR検査を**保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)**

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- ・ 緊急時に**5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援**
- ・ AMED等の活用による**治療薬等の開発加速**

◆症状がある方への対応

- ・ **傷病手当金の円滑な支給**に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、**わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)**
- ・ **在留外国人、外国人旅行者**に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

◆保護者の休暇取得支援等

- ・ 正規・非正規を問わない**新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)**
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)

◆個人向け緊急小口資金等の特例

- ・ 緊急小口資金等の特例の創設(**緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等**)

◆放課後児童クラブ等の体制強化等

- ・ 午前中から**放課後児童クラブ**等を開所する場合等の**追加経費を国費(10/10)支援**
- ・ **ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援**
- ・ **企業主導型ベビーシッター利用者支援事業**の3月の割引券上限引上げ(**月24枚→120枚**)

◆学校給食休止への対応

- ・ 臨時休業期間中の**学校給食費の保護者への返還要請**、国による費用負担支援
- ・ **給食調理業者、食品納入業者、酪農家等**へのきめ細かい各種支援

◆テレワーク等の推進

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・ 特例措置の対象を**全事業主**に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、**1月遡及適用**
- ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

◆強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置:総額1.6兆円規模

- ・ 「**新型コロナウイルス感染症特別貸付制度**」を創設(**5,000億円規模**)し、金利引下げ、さらに**中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援**
- ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・ **日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金**による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(**2,040億円**)
- ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応

- ・ **国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファシリティ」**等の活用(**最大5,000億円規模**)
- ・ **DBJ**による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆観光業への対応

- ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の**誘客先の多角化**等支援
- ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に**新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用**

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・ **確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)**、**運転免許の更新の臨時措置等**
- ・ 公共工事等の柔軟対応(**工期の延長等**)や繰越の弾力的対応

◆国際連携の強化

- ・ WHO等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援

商工労働部の対応

＜県支援策案＞

1 資金繰り支援（制度融資の無利子化）

- 発動中の地域経済変動対策資金について、市町村と協調し実質的に無利子化（2月14日以降の利子負担が対象）

【対象：売上げ15%以上減少した中小企業者等、期間：3年】

2 学校等の臨時休校に伴い影響をうける個人事業主支援

- 臨時休校によって休業せざるを得ない個人事業主(フリーランス等)である保護者のうち国支援対象とならない者に休業日あたり日額4,100円を助成（最大15日間）

【参考：国支援の概要】

支援条件：業務委託契約等に基づく業務遂行に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けている等

助成額：日額4,100円(定額)×休業日数

3 中小企業向けワンストップ^o相談窓口の共同開設【県内3か所・3/13開設】

- 企業の相談に迅速かつ的確に対応するため商工会議所・信用保証協会・県が共同で窓口を開設 ※県立HWも加わることで、労働者向け相談にも対応

■開設場所：鳥取、倉吉、米子の各商工会議所ビル内

■期間：3月13日（金）～3月末（4月以降は別途検討）月～金（土日祝除く）

※休日（土日祝）対応については、県職員とよろず拠点（国）担当者がともに県庁に駐在し対応

商工労働部の対応

<県支援策案>

4 テレワークの促進

- テレワーク導入に向けた環境整備(テレワーク機器の導入・運用等)を行う企業を支援する
国:補助率1/2・上限1,000千円、県:補助率1/6又は300千円のいずれか低い額を国補助に上乗せ

5 企業の採用活動支援

- 『新型コロナウイルス感染拡大に伴う就活緊急相談窓口』の設置(3/12～)
⇒ (公財)ふるさと鳥取県定住機構(本所、米子、東京、大阪)に設置
- 新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業の創設
⇒ 大手就活サイトでの情報発信・WEB説明会(自社HP掲載含む)等への助成
[補助率1/2:上限400千円]

6 県内企業によるマスク生産支援

- (有)大志(鳥取市河原町、中古農機卸・販売業)が、旧(株)モチガセ(鳥取市用瀬町)の既存設備等を活用して3月上旬から抗ウイルスマスクを製造予定
⇒ 「産業成長応援補助金」で設備投資支援を活用検討

7 サプライチェーン支援(ハード支援)

- 国内回帰・内製化等を行う企業に対して「産業成長応援補助金」の補助率アップによる設備投資支援【3/6発動】
[補助上限額]5億円 [補助率]10%→加算対象には「15%」適用

福祉保健部の対応

〔感染拡大防止策と医療提供体制の整備〕

○医療機関向けのマスク1500万枚を国が購入・配布

○介護施設等に配る布製マスク2000万枚を国が購入・配布

→県の仲介により配布を行うのか等配布スキームについて調査中。

→配布の優先順位の設定等が必要となる可能性も踏まえ庁内にタスクフォースを設置。

※県の備蓄品により、医療機関に対するマスク(22万枚)、防護ゴーグル等を提供済み

※県の備蓄品により、社会福祉施設に対するマスク(4万枚)の提供を開始

○介護施設等へ配布する消毒液等の購入費を国が補助

→県が一括購入する場合、国が補助する見込み(補助率:介護施設の場合2/3)(R1基金対応)。

○国民健康保険及び後期高齢者医療制度で症状がある人に傷病手当金を支給

→症状がある被用者に傷病手当金を支給する市町村・広域連合に対し、国が特別調整交付金により財政支援を行う見込み(R2対応)。

○PCR検査の保険適用

→PCR検査の健康保険適用による自己負担分の国費化に係る県費への影響なし

○5000床超の病床確保、人工呼吸器購入の補助

→鳥取県においては200床を確保済。人工呼吸器の購入は該当なし。

〔学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応〕

○生活福祉資金貸付制度の貸付限度額の引き上げ(R1既定予算で対応)

→緊急小口資金 小学校等休業の影響を受けた世帯は10万円→20万円。据置期間、償還期間を延長。

→総合支援資金 生活の立て直しを要する世帯は据置期間延長、無利子とする。

○休校に伴う放課後児童クラブなど地域の取り組みを国費で全額支援

→放課後児童クラブに係る追加的経費については、国費で全額支援(国から直接市町村へ交付)。

→放課後等デイサービスについても国費で全額支援(R1既定予算で対応)。

交流人口拡大本部の対応等

<国の支援制度(第2弾経済対策)>

観光地の誘客先の多角化や収益力の向上を後押しするため、令和2年度当初予算で実施予定の次の2事業を前倒しで実施する。

1 観光地域づくり法人(DMO)と連携してコンテンツ造成の取組に対する支援 (予算額6.8億円)

概要	訪日グローバルキャンペーン等(日本政府観光局)に対応したコンテンツが、特に地方部をはじめとして、全国的に不足している状況を踏まえ、地方運輸局と観光地域づくり法人が連携して、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる新たな滞在型コンテンツの創出に対して支援を行う。 ①事業対象の地域の観光資源の掘り起こし ②地域資源を活用したコンテンツの企画・立案 ③モデルツアーの実施
県内の取組状況	本事業の山陰エリアでの実施に向けて、山陰インバウンド機構、麒麟のまち観光局、鳥取中部観光推進機構が中国運輸局に提案を行っているところであり、実施に向けて引き続き働きかけを行っていく。

2 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(予算額7.3億円)

概要	訪日外国人旅行者受入体制整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人(DMO)、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の取組に対して支援を行う。 ・外国人観光案内所等における案内標識の多言語化、公衆無線LAN環境の整備等 ・宿泊施設でのストレスフリー(Wi-Fi、決済端末)、バリアフリーの整備
県内の取組状況	観光庁(中国運輸局)において公募予定であり、観光関係団体等の関係先に情報提供を行っていく。

<本県独自支援制度>

1 バスを活用した観光客誘致に対する支援(予算額1百万円)

新型コロナウイルス感染症の拡大で旅行控えが進み、国内観光客が大幅減になっている。そのため団体旅行に対する助成の補助額の引き上げ及び申請要件を緩和し、本県を訪問する意向のある者のツアー受け入れを促進する。

<要件改正の内容>

- ア 対象期間 令和2年3月11日(水)から
- イ 改正内容

区分等		現行	改正(案)
旅行種別	宿泊旅行	30,000円	60,000円
	日帰り旅行	15,000円	30,000円
助成対象とするツアー等のバス 1台あたりの乗車人数		20名以上	5名以上

2 旅館等による子どもの居場所提供事業(予算額1百万円)

「こども食堂」等の子どもの居場所づくりを目的とした取組が県内でも幅広く実施されているところであるが、新型コロナウイルスの感染リスクを減らすため中止が相次いでいる。

そのような中、旅館等を活用した「こども食堂」等の居場所づくりの提供事業の取組を支援する。

- ア 対象期間 令和2年3月11日(水)から
- イ 予算額 1百万円(上限100千円×10施設)
- ウ 補助先 県内の旅館、ホテル等

国の緊急対応策第2弾への対応

教育委員会

【学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応】

○児童生徒の健康診断実施時期

- ・事態の長期化や、万一の感染拡大に伴う診療体制の確保優先なども考慮し、学校での児童・生徒の健康診断時期を変更

【方針案】

→健康診断の実施を6月1日以降とする。(県立及び市町村立学校)

○児童生徒の学習保障

- ・民間事業者のホームページや無償アプリを利用するなどし、ICTを活用した学習支援を行っている学校の取り組みを横展開する

【取組例】

①AIが生徒のレベルにあった問題を選んで出題するドリル学習アプリ

→県教委がライセンスを一括取得し、希望する市町村教委に提供して学校を支援

②塾講師や学校教員が作成した授業動画の視聴 など

※3/11市町村の担当者を集めて説明会を開催。導入希望市町村には個別訪問

※ICTを活用した学習支援について、県教委事務局に市町村を対象とした相談窓口を設置し、サポート

○学校預かり期間中の昼食への対応

- ・特別支援学校において、個別の状況に応じて昼食を用意

○学校給食休止に伴う対応(国補助) ※市町村分は直接国に申請

- ・休業中の給食費については保護者に返還
- ・給食再開に向けた事業者の衛生管理改善のための設備更新・職員研修経費支援

→予備費対応

子育て・人財局の対応

＜国の「新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策(第2弾)への対応等＞

➤ 放課後児童クラブ等

- ・午前中からの開所等による追加的経費については、国費で全額支援(国から直接市町村へ交付)。
- ・国の布製マスク配布の方針を受けて、職員のマスク必要数を把握し、国に配布を依頼する。
※国は、県を介さず直接送付する予定。
子ども用のマスク、消毒液は市町村が購入する場合、国の補助対象に追加(国10/10)

➤ 保育所・幼稚園・認定こども園

- 国の布製マスク配布の方針を受けて、職員のマスク必要数を把握し、国に配布を依頼する。
※国は、県を介さず直接送付する予定。
子ども用のマスク、消毒液は県、市町村が購入する場合、国の補助対象に追加(国10/10)

感染防止と医療機関の負担軽減のため、年度当初の児童の健康診断の実施時期の延期の検討を依頼する。

➤ 私立中学校・高等学校

- 各学校においてICT学習ツールを活用した遠隔学習等に取り組んでおり、他校の事例を紹介することで横展開を進める。
感染防止と医療機関の負担軽減のため、年度当初の生徒の健康診断の実施時期の延期の検討を依頼する。

➤ 自宅で過ごす子どもへの対応

学校の休業中自宅で過ごす児童・生徒について、運動不足とストレスが生じがちなため、室内等
できる簡単な運動メニューを紹介する

※ホームページやメールマガジンで、動画等を紹介。

農林水産部の対応

【生産者・漁業者等への影響と対策】価格動向、流通状況を関係団体等に確認

①畜産関係

影響	対策
<p>1 生産・出荷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料の国内外からの調達が可能。先行きを不安視する声はある。 ・一部で消毒用衛生用品の不足がみられるが、現時点では大きな影響はみられない。 ・休校による畜産法人の従業員や酪農ヘルパーの確保状況も従来どおりで、現時点では影響はみられない。 <p>2 販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛肉の中でも、特に和牛の価格低下が顕著。一部で出荷調整が行われており、<u>経営への強い懸念の声が聞かれる。</u> ・和子牛平均価格は本県は上昇したものの、全国的には下落。 ・豚肉価格も下落。 ・学校給食の牛乳は最大122トンのキャンセル見込みだが、休校期間中は加工用への転用等が可能で現時点では影響は限定的。 ・大山まきばみるくの里のオープン日(3月中旬予定)を延期(時期未定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産経営安定対策事業(牛豚マルキン)の機動的な発動など、<u>全国知事会を通じて国に要望済。</u>また、<u>更なる対策強化を国に要望することを検討。</u> ・終息後に強力な販売促進対策の実施を検討。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【国の第2弾支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本政策金融公庫等による融資について、<u>実質無利子化、実質無担保での貸付を行い、農林漁業者の資金繰りを支援</u> ○酪農家に対して、加工用乳に転用した際に生じる価格差の支援及び加工施設への輸送費の支援(定額(全額国庫負担)) ○学校給食用牛乳をやむを得ず廃棄した場合の処分費用の支援、脱脂粉乳の既存在庫を飼料用に用途変更して販路を拡大する場合に要する経費の支援(定額(全額国庫負担)) <p>※事態終息後に、観光需要の喚起や地域の農産品、特産品等、商店街のにぎわい回復を含めたキャンペーンを検討(全ての分野に共通)</p> </div>

農林水産部の対応

影響	対策
<p>② 野菜、果実、花き関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料等の資材は国内在庫等もあり、労働力も確保できていることから、現時点では影響はみられない。 ※春出荷の白ネギは3/2から出荷開始。 ※秋冬ブロッコリーは全体の9割が出荷終了。 ・販売面では、暖冬の影響もあり価格安傾向。今後、さらに消費が落ち込めば、<u>販売環境の悪化が懸念される。</u> ・学校給食用は、市場出荷に仕向けられたので影響は殆どみられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜価格安定制度の機動的な発動など、全国知事会を通じて国に要望済。 また、<u>更なる対策の強化を国に要望することを検討。</u> ・果樹等経営安定資金貸し付けを、農家の要望があれば<u>直ちに対応予定。</u> ※野菜価格安定事業、果樹等経営安定資金利子助成はR2年度当初予算で措置済。 ・<u>終息後に強力な販売促進対策の実施を検討。</u>
<p>③ 水産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館、外食向け及び高級魚は需要が減り単価が下がっているが、量販向けは需要がある。 ・販売では、境市場では、2/26以降、<u>五輝星の単価が値下がり。</u> ・<u>県全体2・3月の松葉がに単価は、過去5年間で最低。</u> 	<p>【国の第2弾支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本政策金融公庫等による融資について、<u>実質無利子化、実質無担保での貸付を行い、農林漁業者の資金繰りを支援</u> ○キャンセル等による学校給食用の野菜・果実等について、<u>代替販路の確保に向けたマッチング支援や輸送費等の支援</u> <p>・漁獲共済、経営安定資金融資制度により対応。 〔ズワイガニ・水揚げ量773トン(前年比△14%) (2月末) ・水揚げ金額は26億7340万円(同+14%)〕</p>
<p>④ 輸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和牛の輸出は、飛行機の減便で遅れが生じたが、振替による調整で、現時点影響はない。 ・水産の輸出は、現時点で影響はない。 ・日本酒は、韓国、中国の消費量が減り、来月以降、影響がでてくると思われる。 	<p>【国の第2弾支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本政策金融公庫等において、<u>売上高が減少している等の中小・小規模事業者に対する特別貸付制度を設ける(新たに5000億円規模の融資枠確保、据置期間最長5年) 等</u>

総務部の対応

■ 学校臨時休業への課題対応／テレワーク等の推進

○ テレワーク専用PCの提供・Web会議システムの運用開始

- ・ 在宅勤務を希望する職員に対し、パソコンの提供を開始（3/2～）
- ・ 執務室内にいる職員が、遠隔地の職員や外部の方等と、face to faceでコミュニケーションできる「Web会議システム」を試験導入し、運用を開始（3/6～）

(参考)在宅勤務の報告者数（実人数）（3/11午後1時時点） 7名※予定を含む

<在宅勤務ができる職員の要件>

- (1) 感染すると重症化するリスクの高い職員（糖尿病、心疾患、呼吸器疾患など基礎疾患のある職員等）
や妊娠中の職員等
- (2) 県内の各学校が臨時休業となることに伴い、職員が子の面倒をみるために自宅に居る必要がある場合

(※)特別休暇の報告者数（実人数）（3/11午後1時時点）：56名 ※時間単位、1日のみ等の活用が多い

■ 緊急措置等／行政手続等に係る臨時措置

- 県税（個人事業税・不動産取得税）に係る申告期限を国税にあわせて
令和2年4月16日（木）まで延長（※3月13日告示予定）

(※)市町村税についても同様の対応を要請

新型コロナウイルス感染症に対する本県の緊急対策（予備費対応分）

事業名	事業内容	金額 (千円)
個人事業主(フリーランス)支援事業	・小学校等の臨時休業により、国の支援対象にならない個人事業主(フリーランス等を含む)である保護者が事業活動できなかつた場合、日数に応じて定額(4,100円/日)を支援する。 ※国の支援は、業務委託契約等に基づいて発注者から一定の指定を受けていることなどを要件としている。	12,000
学校給食休止に伴う対応	・特別支援学校の給食について事業者に対して既に発注していた食材に係る経費(国3/4、地方負担額の80%を特別交付税で措置) ・特別支援学校の学校給食再開に向けた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修の実施や設備等の更新に要する経費 ※補助率：国2/3、上限30万円等	3,000
旅館等による子どもの居場所提供事業(仮称)	・旅館等を活用して、子ども食堂等、子どもの居場所提供事業を実施する取組を支援する。 ※10万円(上限)×10箇所	1,000
新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金	・中止された企業合同説明会出展予定企業が、WEB企業説明会(自社HP掲載含む)実施に要した経費を支援する。 ※県1/2・上限400千円、企業合同説明会の開催中止が発表された2月中旬～6月末に掲載した場合が対象	8,000
テレワーク促進事業	・テレワーク導入に向けた環境整備(テレワーク機器の導入・運用等)を行う企業を支援する。 ※国：補助率1/2・上限1,000千円 県：補助率1/6又は300千円のいずれか低い額を国補助に上乗せ	6,000
「ぐるっと山陰」誘客促進事業	・本県での宿泊・周遊を伴う県外からのバスツアー造成に対する支援を拡充する。(3/11～) ※バス20名以上→5名 ※宿泊あり：バス1台当たり30千円 → 60千円×泊数 宿泊なし：バス1台当たり15千円 → 30千円	1,000
緊急対策調整費		2,000
合 計		33,000

新型コロナウイルス感染症に対する本県の緊急対策（予備費以外での対応分）

（1）感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

○県内企業によるマスク生産支援

【2月補正で発動済みのコロナ加算（※）を適用】

- ・マスク増産に取り組む県内企業を産業成長応援補助金で支援予定。
- ※産業成長応援補助金（一般投資）に新型コロナウイルス対応（内製化、受注増対応等）の場合の加算措置（10%→15%）を創設（R1・2月補正）

○医療機関・介護施設等へのマスク配布

- ・県の仲介により配布を行うのか等配布スキームについて調査中。
- ・配布の優先順位の設定等が必要となる可能性も踏まえ、庁内にタスクフォースを設置。

○介護施設等への消毒液等の配布

- ・国は、県が介護施設等へ配布する消毒液等を一括購入する場合、必要な経費を補助する見込み（補助率：介護施設の場合2/3）

○傷病手当金の支給【R2当初】

- ・国民健康保険及び後期高齢者医療において、感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、国が特別調整交付金により財政支援を行う見込み。

○放課後児童クラブ等

- ・国の布製マスク配布の方針を受けて、職員のマスク必要数を把握し、国に配布を依頼。
- ※国は、県を介さず直接送付する予定。子ども用のマスク、消毒液は市町村が購入する場合、国の補助対象に追加（全額国費）

○保育所・幼稚園・認定こども園

- ・国の布製マスク配布の方針を受け、職員のマスク必要数を把握し、国に配布を依頼。
- ※国は、県を介さず直接送付する予定。
- 子ども用のマスク、消毒液は県、市町村が購入する場合、国の補助対象に追加（全額国費）。

○児童生徒の健康診断実施時期変更

- ・感染防止や、万一の感染拡大に伴う診療体制の確保優先なども考慮し、学校での児童・生徒の健康診断時期を6月1日以降とする。（県立・市町村立学校）
- ・私立中高についても、年度当初の生徒の健康診断の実施時期の延期の検討を依頼する。

○自宅で過ごす子どもへの対応

- ・学校の休業中自宅で過ごす児童・生徒について、運動不足とストレスが生じがちであるため、室内等でできる簡単な運動メニューを紹介する。
- ※ホームページやメールマガジンで、動画等を紹介。

○県内在留外国人に対する情報提供・相談対応

【既定予算・R2当初】

- ・在留外国人に対して、感染症に関する情報をメールマガジン等により多言語で情報提供する。（外国人総合相談窓口運営事業 20百万円）

（2）学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

○児童生徒の学習保障

- ・民間事業者のホームページや無償アプリを利用するなどし、休校中にICTを活用した学習支援を行っている学校の取組を取りまとめ、県内の各市町村・学校に横展開する。
 - ①AIが生徒のレベルにあった問題を選んで出題する学習アプリの活用
→県教委がライセンスを一括取得し、希望する市町村教委に提供
 - ②塾講師や学校教員が作成した授業動画の視聴
 - ③私立中高についても、各学校においてICT学習ツールを活用した遠隔学習等に取り組んでおり、他校の事例を紹介することで横展開を進める。 など

○学校預かり期間中の昼食への対応

- ・特別支援学校において、臨時休校中に学校で過ごす児童生徒に対して個別の状況に応じて昼食を用意する。

（3）事業活動の縮小や雇用への対応

○資金繰り支援（制度融資の無利子化）【R2当初】

- ・地域経済変動対策資金について、企業の資金繰りのさらなる支援のためR2.2.14（発動日）以降の利子負担を市町村と協調し実質的に無利子化する。
 - 対象：売上げ15%以上減少した中小企業者等
 - 限度額：2.8億円（国は、中小企業1億円、個人事業者3,000万円）
 - 期間：3年（国は3年）

○中小企業向けワンストップ相談窓口の共同開設（東中西部の各1か所）

- ・企業の相談に迅速かつ的確に対応するため商工会議所の経営支援員、信用保証協会、県職員（商工労働部職員、中西部総合事務所職員）が合同して窓口開設（駐在）。
 - ※併せて、県立ハローワーク職員（テレワーク等を活用）も加わることで、労働者向けの相談等にも対応。
- 開設場所：鳥取、倉吉、米子の各商工会議所ビル内
- 期間：3月13日（金）～3月末（4月以降は別途検討）月～金、土日祝日除く
- ※休日（土日祝）対応については、県職員とよろず支援拠点（国）担当者が共に県庁に常駐。

○農林水産業への対応（農林漁業セーフティネット資金の無利子化、牛豚マルト）、【R2当初】漁業共済、漁業経営安定資金融資）

- ・農林漁業者の運転資金の融通、価格低下による生産者への価格差等を補てんする。

（4）事態の変化に即応した緊急措置等

○県税の申告期限延期

- ・県税（個人事業税・不動産取得税）に係る申告期限をR2.4.16まで延長する。

○外国人誘客の多角化推進【R2当初】

- ・昨今の国際情勢等を踏まえ、台湾・東南アジア・欧米豪をはじめ、外国人観光客の多角的誘致を進める。（インバウンド推進多角化促進事業 193百万円）

2 学校の休業に関する現状等について

学校休業に関する現状等について

【臨時休業の状況】

教育委員会

	対 応 状 況
	※○囲み数字は市町村数
市町村立学校	小学校 3/2～⑬、3/3～③、3/5～①、3/9～② 中学校 3/2～⑪、3/3～③、3/5～②、3/9～②
県立学校	高等学校 3/5～一斉休業(3/2～3/4は適宜出校日を設定し対応) 特別支援学校 3/5～一斉休業(3/2～3/4は登校可(7校)とし、3/5以降は柔軟に対応)

※市町村教委が、必要に応じて校長会等を開催し、対応についてフォロー。

※3/2より、各市町村及び県立学校の状況について聞き取り、課題等を把握。

【主な課題と対応状況】

課 題	対 応 状 況
共働き家庭やひとり親家庭の子どもたち等の居場所確保	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の放課後児童クラブで受け入れできない場合や、施設内にスペースが不足する等の場合、教員が支援員として関わる臨時の放課後児童クラブを学校に開設したり、特別支援学級に通級する児童生徒など個別の状況を勘案して学校施設内で一時預かりを実施。 ・学校で預かる場合の衛生面での留意事項について通知。
子どもたちの健康観察・学習支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・学年別登校日の設定、家庭訪問等により、健康観察、学習状況等を把握 →外遊びができないことによるストレスへの対応 ※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を促進 ・ICT教材を活用した学習支援について、各教委と調整中 ・ライブハウス等、人が密集する場所への出入を行わないよう生徒指導を徹底

※引き続き、休業期間中の学校現場等の状況を随時把握し、柔軟に対応していく

3 医療体制の整備

医療体制の整備

■ 一般医療機関における院内感染防止対策の徹底

医療関係者とのプロジェクト会議の意見等を踏まえ、

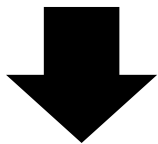
① 医療機関に対し、院内感染防止対策を徹底済み

- ・玄関前掲示ポスター（来院前の電話連絡など）
- ・院内感染防止マニュアル配布（動線分け、従事者のマスク着用等の感染防止など）

② 県民に対し、ホームページや新聞広告、SNSなどで継続して啓発

- ・発熱・帰国者・接触者相談センターへの事前相談
- ・症状がある場合に医療機関受診前に事前連絡

③ 院内感染防止のため、マスクなど県備蓄個人防護具を医療機関に配布済み



これらの対策を、医療機関、県民へ引き続き周知・徹底し、県民の健康を守る医療機関の機能を維持していく。

病院局(中央病院、厚生病院)の対応

項目	内容等	備考
患者受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①外来診察室(陰圧)への動線(一般の方と別の動線)の確保 ②患者受入訓練、防護服着脱訓練及び感染症の専門家による職員研修の実施 ③職員の感染対策の徹底 ④患者に対して通常の間診に加えて渡航歴や、肺炎症状を有する患者との接触状況等を確認 	
措置入院の準備	<ul style="list-style-type: none"> ①患者(疑い含む)感染症病床へ受入準備 ②合併症がある場合は、HCU、EC等の陰圧室を利用 ③県内患者が増大する場合に備え、関係機関と連携しながら一部病棟の転用などの準備 	
小中学校臨時休業の影響	<p>影響を受ける職員は全体の職員数に比して少なく、内部の人員配置の調整により吸収できる見込み。</p>	
感染防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 一部の例外を除いて、面会禁止とする。 ② 中央病院においては、検体採取の人員を捻出するため、総合内科の新規外来患者の受入を一部制限(3月2日～)。 ③ 慢性疾患の定期受診外来患者について、来院することなく電話での診察により処方箋を発行することとした。(3月5日～) 	

4 その他

その他：イベント自粛期間の延長等

- 国によるイベント自粛期間の延長
 - ・ 3月10日安倍総理から「今後おおむね10日間程度」これまでの取り組みを継続するよう発表

- 国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」(3月9日)
 - ・ 北海道における、「人と人との接触を可能な限り控える」対策について、
 - ①北海道での緊急事態宣言から少なくとも約2週間後からでなければその効果を推定困難
 - ②その後、複数の科学的な指標(感染者数の変化、実効再生産数、感染源(リンク)が明確な患者数)を用いて、この対策の効果を判断し、3月19日頃を目途に公表する予定

- ・これまで 集団 感染が確認された場に共通するのは、
 - ①換気の悪い密閉空間であった、
 - ② 多くの 人が密集していた、
 - ③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われた

という 3つの条件が同時に重なった場です。

こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられます。

そのため、市民のみな

さまは、これらの3つの条件ができるだけ同時に 揃う場所や場面を予測し、避ける 行動をとってください。

